

「群馬県新型コロナウイルス感染症受診相談センター」の 電話番号及び受付時間の変更について

令和5年6月1日(木)0時から、本県の受診相談センターの取扱いを次のとおり変更します。

	変更前 (～5月31日(水)23時59分)	変更後 (6月1日(木)午前0時～)
電話番号	0570-082-820	0570-070-567
受付時間	24時間	平日：午後5時15分 ～翌午前8時30分 土日・祝日：終日
受け付ける 相談内容	<ul style="list-style-type: none"> ・発熱時等の受診相談 ・陽性判明後、療養中に体調不良となったときの受診相談 ※一般的な相談等は、平日に保健福祉事務所・保健所で受け付けています。	

※平日の午前8時30分～午後5時15分は、保健福祉事務所・保健所へご連絡ください。

【受診までの流れ】

①かかりつけ医や身近な医療機関がある場合

→ 医療機関へ事前に電話連絡のうえ、受診についてご相談ください。

②かかりつけ医等がないなど、どこへ受診したらいいかわからない場合

→ 県ホームページに掲載されている「外来対応医療機関」

(<https://www.pref.gunma.jp/site/covid19/22435.html#ichiran>)を確認するか、各地域の保健福祉事務所・保健所または受診相談センターへ相談し、状況により医療機関の案内を受けてください。

※保健福祉事務所・保健所の連絡先は以下のホームページに掲載しています。

<https://www.pref.gunma.jp/page/22425.html>